

宿泊税の検討状況に関する説明会

- 1 財源確保策の検討
- 2 検討会議の検討状況
- 3 宿泊税の制度内容と町の考え方（たたき台）
- 4 今後のスケジュール
- 5 アンケート調査の実施

1 財源確保策の検討

町では、厳しい財政状況の中、安定的な行政運営を行っていくため、平成28年度から固定資産税の超過課税（標準税率1.40%→1.58%（年間増収額約5億円））を実施しています。

しかし、将来に財源不足が拡大する見込みとなったため、令和元年度に「箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議（検討会議）」を設置し、新たな財源確保策の検討を進めています。

これまでの財源確保策の取組み

年 度	取組内容	
	固定資産税の超過課税	財源確保策
平成28～30	1.58%・3年間	法定税・法定外税の実施可能性検討
令和元～5	1.58%・当分の間(5年毎に検討)	検討会議の設置・検討開始(R1.8~) →次期財源確保策の検討
		新型ｺｰﾁによる検討中断(R2.10~R5.9)
令和6～10	1.58%・当分の間(5年毎に検討)	検討会議による検討再開(R5.10~) →新たな財源確保策の検討

2 検討会議の検討状況

■町が目指すべき方向性と検討会議の目的

【町が目指すべき方向性】

観光地として一層発展・成長するために「観光」と「暮らし」を車の両輪のようにとらえて、両者が相互に好影響をもたらすような観光まちづくり

【検討会議の目的】

将来に向けて一層拡大が見込まれる財源不足に備え、観光まちづくりに係る施策を推進するための財源のあり方を検討すること

3つの検討項目とポイント

① 歳出の対象分野と規模感

- ・持続可能な観光地であるためには、観光施策の充実だけでなく、観光施策の維持に要する費用も対象とした制度が必要

② 観光まちづくり財源のあり方

- ・町民・事業者だけではなく、観光客に負担いただく方策を検討する

③ 具体的な制度内容

- ・令和8年5月を目途に検討結果をとりまとめる

■ 検討会議の中間報告書

① 歳出の対象分野と規模感

町の歳出を5つの分野に分類し、新たな財源の使い道として想定する範囲を確認した結果、観光まちづくりの対象範囲と歳出の規模感を把握しました

② 観光まちづくり財源のあり方

先行事例を踏まえ、地方税(超過課税や法定外税)及び協力金の中から絞り込み、入湯税の超過課税、駐車場利用者への課税、宿泊税の3つの評価を行いました

財源確保策の評価

評価項目	入湯税の超過課税	宿泊税	駐車場利用者への課税
①財源の規模	△	○	△
②観光客の捕捉性	○	○	△
③対象となる観光客の範囲	△	○	○
④使い道の柔軟性	△	○	○
⑤実施に要する期間	○	○	×
⑥収入安定性	○	○	△
⑦受益の程度	○	○	△
⑧納税者の負担感	△	○	△
⑨徴収費用や徴収事務	○	△	△
⑩事業者への負担軽減措置	×	○	○

・幅広い観光客からも負担を求めることができる
 ・観光まちづくり全般の活用が可能
 ・財源不足に対応できる財源規模
 上記3つにおいて、宿泊税は適性がある

現時点では「**宿泊税**」を中心に観光まちづくり財源を検討していくことが現実的であるという結論に至りました

※評価凡例 ○：ある程度適性がある △：適性が低い ×：適性がない

3 宿泊税の制度内容と町の考え方（たたき台）

■ 宿泊税の制度内容

【宿泊税とは】

ホテルや旅館、民泊等の施設に宿泊する観光客等に対して課される税金です。自治体が独自に実施する地方税で、制度内容等は条例で定めます。

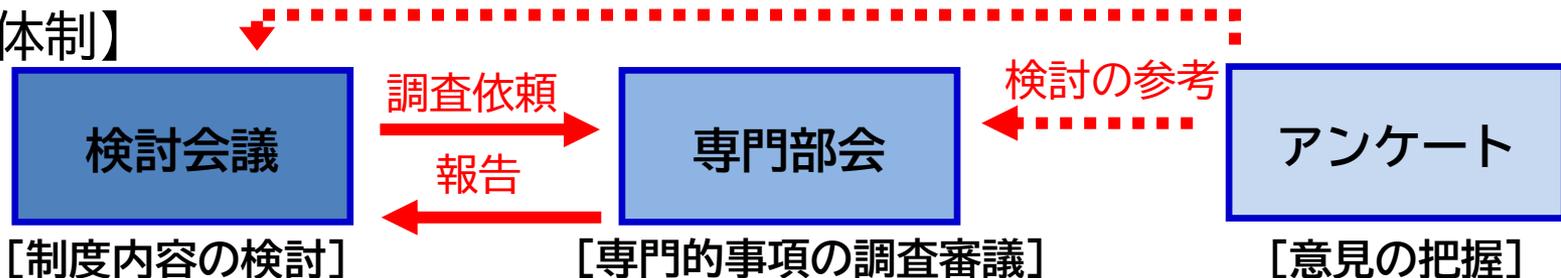
【宿泊税の課税要件】

新たに宿泊税を導入するためには、総務大臣と協議し、その同意を得る必要があります。宿泊税の納税義務が成立するために必要となる要件（課税要件）の主な項目は、次のとおりです。

課税要件	①税目名	②課税客体	③課税標準	④納税義務者
	⑤徴収方法	⑥税率	⑦非課税事項	⑧課税を行う期間
	⑨税収の使い道（※目的税の場合）			

※赤線の項目は、専門部会により調査・検討を行い、検討会議に報告するものとします

【検討体制】



現時点のたたき台であり、
今後、検証を行うもの

■箱根町における宿泊税の考え方（たたき台）

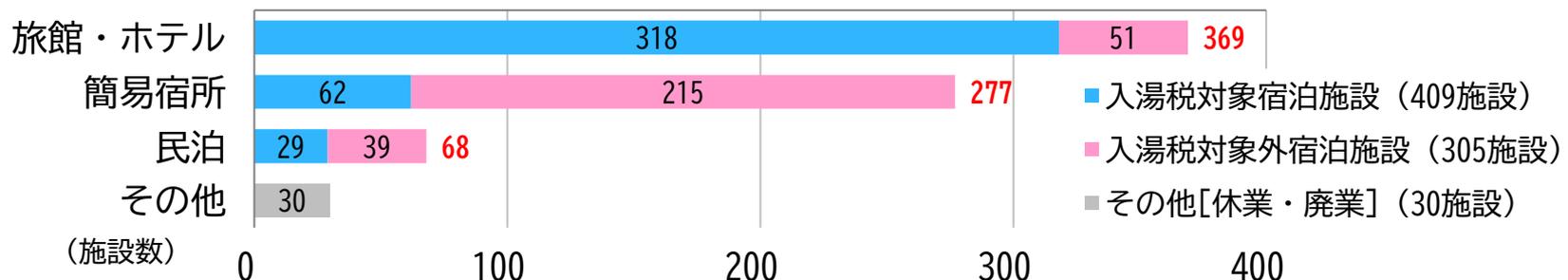
【税目名】

素案	「 宿泊税 」とすることが妥当
理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊行為に着目した名称は、国内外の観光客に分かりやすく、宿泊事業者も宿泊者に説明しやすいため ・ 全ての先行団体が「宿泊税」としているため

【課税客体※】 ※課税の対象となる物や行為

素案	「 町内に所在する宿泊施設への宿泊行為 」とし、旅館・ホテル、簡易宿所、民泊など「 全ての宿泊施設 」を対象とすることが妥当
理由	・ 宿泊施設の形態に関わらず宿泊者が行政サービスを楽しむ程度は変わらないため（税の公平性）

〔宿泊施設数の分類別内訳（令和6年度末時点）〕



現時点のたたき台であり、
今後、検証を行うもの

■箱根町における宿泊税の考え方（たたき台）

【課税標準※】 ※税率を当てはめる前の金額、価格、数量など

素案	「宿泊施設への宿泊数」とすることが妥当
理由	・ ほぼ全ての先行団体が上記の制度内容としているため （北海道倶知安町のみ定率制を採用しているため「宿泊料金」）

【納税義務者※】 ※納税する義務を負うことになる者

素案	「宿泊施設への宿泊者」とすることが妥当
理由	・ 全ての先行団体が上記の制度内容としているため

【徴収方法】

素案	「特別徴収※」とすることが妥当
理由	・ 全ての先行団体が上記の制度内容としているため

※特別徴収：地方団体が地方税の徴収について便宜を有する者に徴収させ、かつ徴収すべき税金を納入させること

普通徴収：納税通知書を納税者に交付し、地方税を徴収すること

現時点のたたき台であり、
今後、検証を行うもの

■箱根町における宿泊税の考え方（たたき台）

【税率】

素案	「一律定額制」が望ましい ※他には「段階的定額制」「定率制」がある
理由	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊料金に関わらず、宿泊者が行政サービスを楽しむ程度は変わらないため（税の公平性） ・特別徴収義務者の事務負担が少なく仕組みが簡素であるため（税の簡索性）

一律定額制の場合に必要な税率（試算）

観光施策の充実分 3.2億円程度	+	R10以降の財源不足額 10.0億円程度	=	所要額の規模感 13.2億円/年
所要額の規模感 13.2億円/年	÷	R5宿泊者数 約380万人	=	一律定額制の場合に必要な税率 1人1泊につき350円

今後見込まれる所要額をもとに試算した結果、一律定額制の場合には、最低でも「1人1泊につき350円」以上の税率が必要という結果となりました

現時点のたたき台であり、
今後、検証を行うもの

■箱根町における宿泊税の考え方（たたき台）

【非課税事項（課税免除）】

素案	「年齢12歳未満（小学生以下）の者」「修学旅行等の参加者（引率者も含む）」を課税免除とすることが望ましい
理由	<ul style="list-style-type: none"> ◆共通：入湯税との整合性や、特別徴収義務者の事務負担軽減のため ◆12歳未満の者：奢侈性※1がなく、児童自身に担税力※2がないため ◆修学旅行等の参加者：教育活動の一環であり、奢侈性はないため <p style="text-align: right;">※1奢侈：ぜいたくをすること、※2担税力：税を支払う能力</p>

【非課税事項（免税点※）】 ※課税標準の一定未満を課税しない場合の金額等

素案	「免税点は設けない」ことが妥当
理由	・税率と同様の考え方（税の公平性及び簡索性）のため

【課税を行う期間】

素案	「条例施行後5年毎」の見直し期間を設けることが妥当
理由	・先行団体の多くが上記制度内容としているほか、固定資産税超過課税の見直し期間（5年毎）と合わせて対応を検討していくため

現時点のたたき台であり、
今後、検証を行うもの

■箱根町における宿泊税の考え方（たたき台）

【税収の使い道】

素案	「観光まちづくりの対象範囲」(※)における観光振興の充実や観光客の受入りに係る行政需要に充当することが望ましい
理由	・本町の発展には「観光まちづくり」を目指す必要があるため

※観光まちづくりの対象範囲

本町は国内外から多くの観光客を迎える一方で、普通交付税不交付団体のため財政状況が厳しいといった他の観光地とは異なる特徴をもっています。このため、検討に先立ち、歳出を5つの分野に分類したうえで、①～③の3区分を「観光まちづくりの対象範囲」（≡最も広く捉えた場合の使い道の範囲）とすることを確認したものです。

歳出の分類

↓ 観光まちづくりの対象範囲

行政サービス	①観光振興に係るもの	観光振興や観光施設の整備運営など、観光客を対象
	②観光人口等を加味するもの	施設整備やサービス提供にあたり観光人口も加味しているもの
	③観光客も一定の受益があるもの	主に町民向けサービスだが、観光客も一定の受益を受けるもの
	④町民を対象としているもの	福祉・教育など、町民を対象とするもの
	⑤行政運営	行政サービスは行わないが行政運営上必要なもの

■箱根町における宿泊税の考え方（たたき台）

現時点のたたき台であり、今後、検証を行うもの

【税収の使い道（イメージ）】

観光まちづくりの対象範囲

区分	行政サービス			④町民対象	⑤行政運営
	①観光振興	②観光人口等を加味するもの	③観光客も一定の受益を受けるもの		
A 事業費	<ul style="list-style-type: none"> 観光振興 (HOT21取組経費含む) 観光施設の整備 ほか 	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理施設の整備, 運転管理 消防施設の整備 ほか 	<ul style="list-style-type: none"> 道路整備 防災対策, 交通安全 森林整備 ほか 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉・教育 保健衛生 庁舎の整備等 ほか 	
B 経常費	<ul style="list-style-type: none"> 観光振興, 商工振興に要する経常的経費 観光施設の運営経費 	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理, し尿処理, 消防救急活動に要する経常的経費 	<ul style="list-style-type: none"> 道路維持, 防災対策に要する経常的経費 公共施設の運営経費 ※観光客も利用する施設 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉, 教育, 保健衛生に要する経常的経費 公共施設の運営経費 ※町民のみ利用する施設 	
C 人件費	<ul style="list-style-type: none"> 観光振興, 観光施設の運営に要する人件費 	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理, 消防救急業務に要する人件費 	<ul style="list-style-type: none"> 道路維持, 都市計画, 上記公共施設の運営に要する人件費 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉, 教育, 保健衛生 上記公共施設の運営に要する人件費 	

 宿泊税の主な使い道
 入湯税の主な使い道

宿泊税の使い道は、入湯税の使い道と重ならない黄色い部分の行政サービス
①観光施策の充実（HOT21 観光プランの取組経費）や観光振興等、
②ごみ処理や消防関係（施設整備を除く）、③道路整備や防災対策等を想定しています

■箱根町における宿泊税の考え方（その他）

特別徴収義務者の負担軽減策は、先行団体と同程度の割合を基本として、宿泊事業者を対象としたアンケート結果も踏まえ、専門部会で制度を検討していくものとしします

負担軽減策	内 容
特別徴収事務 交付金	申告納入の事務負担に考慮し、特別徴収義務者に支給する 交付金
システム整備費 補助金	宿泊税導入に伴うレジシステムの改修等に必要な経費に係る 補助金

[先行団体（24団体）における状況（特別徴収事務交付金、システム整備費補助金）]

特別徴収事務交付金		団体数	システム整備費補助金		団体数
納期内納入額 の2.5%	特例有 +0.5%	14	補助率1/2（上限有）		3
	特例無	3	補助率 1/1	上限あり	5
納期内納入額の3.0%		1		上限なし	1
納期内納入額の5.0%		1	その他		1
制度未定		5	なし		9
			制度未定		5

4 今後のスケジュール

年度	R 7						R 8		R 9		R 10
	5月	8月	10月	1月	2月	3月	上半期	下半期	上半期	下半期	4月～
項目	◆第1回検討会議 検討会議中間報告書の提出	◆第2回検討会議	◆第3回検討会議	◆専門部会 アンケート	◆第4回検討会議	◆第5回検討会議	◆第1回検討会議 検討会議報告書の提出	パブリックコメントの実施 条例案の提出・審議	総務省との協議	宿泊事業者への説明・周知 観光客への周知	条例施行・課税開始

5 アンケート調査の実施

【実施目的】

検討会議や専門部会で制度内容の検討を進めていく際の参考として、**宿泊施設に関する基礎情報を把握するとともに、広くご意見を伺うため、アンケート調査を実施するものです。**

【アンケート調査】

調査対象	調査方法
①町内宿泊事業者	各宿泊施設宛にアンケート用チラシを郵送（11/25～12/31）
②観光客	対面聞き取り（12月の平日・休日に実施予定）
③町民	LINEアンケート機能によるアンケート（11/25～12/31）

皆さんからのご意見を参考にして、箱根町に適した制度内容を検討していきたいと考えていますので、ご協力よろしくお願ひします。



宿泊事業者の方
(Googleフォーム)



町民の方
(LINEアンケート)